

令和6年 第4回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年4月25日(木) 午前9時30分～午前10時28分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第153号 農地法第3条による許可申請の件 (4件)
 - 議案第154号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
 - 議案第155号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
 - 議案第156号 農用地利用集積計画の決定の件
 - 議案第157号 令和5年度農業委員会活動計画の実施状況と令和6年度農業委員会活動計画決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第4回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、6番〇〇委員、7番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第153号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 965 m²

〇〇、田、面積 458 m²

〇〇、田、面積 518 m²

〇〇、田、面積 1,241 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 17,004 m²

坪単価 5,300 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人が高齢であり、子どもも県外に出ているため耕作が難しく、譲受人に購入の相談したところ今回の申請に至ったとのこと。申請地は従来より譲受人が耕作しており、必要な農機具も所有しているため、耕作について問題ないと思われれます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 621 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 10,715 m²

坪単価 4,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

残存小作が付いていた案件です。譲渡人は県外に居住しており、今後農業を営む見込みがなく、長年申請地を耕作している譲受人が買い受けることとなったとのことです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

残存小作権を持っている人がその農地を買う場合に半額で購入できるという決まりはあるのでしょうか。今回の申請地は半額で購入されたものなのでしょうか。

○事務局

今回の申請地が半額で購入されたものなのかどうかは確認しておりません。

○○○委員

金額の決め方については事務局は確認していないのですか。

○事務局

どういった経緯でその金額になったのかは確認しておりません。

○○○委員

ということは、価格を決める際に事務局に間に入るということはないのですか。

○事務局

ありません。所有者と購入される方の双方で話し合っ決めていただくようお願いしています。また、半分ということについても、明確に示されているものはありません。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積 971 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 37,120 m²
坪単価 1,000 円
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

長年近所の方が家庭菜園を行っている農地です。譲受人は息子さんと一緒に○○を中心に農業を営んでいます。必要な農機具も有しており、今後も野菜を植えていくとのことで、耕作について問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番
土地の表示 ○○、田、面積 165 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 14,770 m²
坪単価 10,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は息子さんとともに農業を営んでおり、何年も前から申請地を耕作し、水稻や野菜を植えているとのことで、耕作について問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

周辺の農地についてはどなたが耕作されているのですか。

○○○委員

譲受人が一体的に耕作しています。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第154号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 499 m²

申請人 〇〇

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

〇〇の従業員駐車場として使用することです。排水は自然排水で、周辺の農地にも影響はないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 155 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 275 m²

譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 分家住宅
使用貸借権の設定
農地区分 甲種農地
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人の○○さんは譲渡人の娘さんに当たります。排水については北側の道後用水に流し、南側に残る田については、建築する家の西側に十分な幅の進入路を残し、農機具や車の出入りはできるようにするとのことで、問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第156号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 1年1か月
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 5,450 m²
利用権を設定する作物 水稻等
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第156号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第157号令和5年度農業委員会活動計画の実施状況と令和6年度農業委員会活動計画決定の件について、次のとおり定めたいので、審議決定たまわりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

まず、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という資料を御覧ください。

Iの農業委員会の状況は令和6年4月1日現在の農業委員会の体制や各種統計調査等の数値を示しております。IIの最適化活動の実施状況については、令和5年度の集積目標として、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中の集積目標69%を達成するため、584haという目標を立てましたが、実績としては、488haでした。新規実績としては、96haで、達成率は83.5%です。目標は達成できませんでしたが、確実に集積面積を増加させることができました。(2)遊休農地の発生防止・解消についてですが、今年度、0.2haの遊休農地が解消されました。耕作者の確保が困難な農地が多く残るものの、確実に解消に繋がりました。(3)の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、現状で示している新規参入者は認定新規就農者の数を示していま

す。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積については、農地を誰かに耕作してほしいという相談があった際に、新規参入者に貸し付けることが可能か地権者に内諾を取った農地の面積を記入しています。2の最適化活動の活動目標については、7月から3月を活動強化月間として、農業委員さん及び推進委員さんに農地パトロールを行っていたいただき、事務局でも確認を行いました。推進委員等の点検・評価結果については、農業委員会としての目標達成率と皆様から提出いただいた活動記録簿の内容から国の通知による採点方法によって採点した結果、点数が12点となりました。15点未満だった場合「目標に対して期待をやや下回る結果となった」というものになることから、記載内容のとおりとなります。Ⅲの事務の実施状況につきましては、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務の件数等を記載しております。

続きまして「令和6年度最適化活動の目標の設定等」という表題の資料を御覧ください。

Iの農業委員会の状況については、令和5年度の実施状況の記載と同様、各種統計調査等の数値を記入しております。農地の集積は、①現状及び課題のこれまでの集積面積が488haとなっており、今年度末では584haを目標としております。愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中の集積目標69%を達成できる目標値にする必要があるため、この数値としています。(2)の遊休農地の解消について、農業委員さん及び推進委員さんによる農地パトロール等の活動を引き続き継続していただきたいと考えております。また、農地所有者の意向を踏まえ国の施策等の活用を模索し、場合によっては非農地判断をすることも視野に入れ、適切な解消策を検討します。(3)の新規参入の促進につきましては、先ほども申しましたように、農地を誰かに耕作してほしいという相談があった際には、引き続き新規参入者に貸し付けることが可能か地権者に内諾を取るようにします。2の最適化活動の活動目標については、1人当たりの目標活動日数を6日間としています。また、昨年度と同様、活動強化月間として9月～11月を農地パトロールの実施期間とする予定です。また、新規参入相談会への参加を1回行う目標とします。

以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

農業委員数の内訳を見ると、全部で13人しかおりませんが、間違いはないでしょうか。

○事務局

誤りですので中立委員の数を修正させていただきます。

〇〇〇委員

月6日間を目標にして活動するのは難しいのではないのでしょうか。

〇事務局

高い目標ではあると思いますが、国の目標が10日間であることや農業会議の助言も踏まえて6日間としております。

〇〇〇委員

どこの説明をしているのかが分からなかったので、今度からはページ数を入れてください。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。議案第157号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

〇議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。